

2020年9月3日

徳島大学総合科学部長 来栖 聡 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井晋哉

「海外旅行保険の校費払い」について再協議の申し入れ

日頃より徳島大学及び総合科学部の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、組合では「海外旅行保険の校費払い」について、昨年12月25日に会計課と協議を行い（要点については別紙1を参照。内容については協議参加者に確認済み）、それをうけて今年1月14日に総合科学部長と協議を行いました。学部長におかれましては、その協議の場では、前向きの姿勢を示されました（別紙2を参照）。

ところが、それからおよそ半年が過ぎても検討結果等の報告がないため、6月2日に組合から進捗状況を問い合わせたところ、同9日に総合科学部より「総合科学部としては、昨年度の話し合い以降、現段階においても財務部門に対して要望はあげない」、会計課より「現段階においても、総合科学部からの正式な要望がないので、大学全体としての検討は行わない」との回答がありました。同11日には総合科学部より「諸般の事情により、本件に関する検討が完了しておりません」との補足がありましたが、「諸般の事情」が具体的に何であるかは説明がありませんでした。

そして、8月25日に、「今回、総合科学部として「海外旅行保険の校費払いを可能にするという要望は行わない」、その理由として「財務部財務課を中心に会計部門で検討していただき、従来扱い（海外旅行保険は科研費以外では支出しない）を変更しない結論となったとの報告を受けたため、学部としてはこの結論を尊重することとしたい」とのことでした。

しかし、この回答は不可解です。先述のように、会計課は「学部からの要望がないので検討しない」とのことでした。それなのにどうして会計部門が検討することになったのでしょうか。また、変更しない理由についての説明もありません。教員一同、大学を理性の府と考え、学生に「事実と論理にもとづいて妥当な判断をせよ」と教育しておりますが、まったくその精神に則るものとは思われません。つきましては、下記のとおり、当該「会計部門」の担当者と総合科学部長に、変更しない理由をご説明いただきたく、協議を申し入れます。日程調整について、おおむね2週間以内程度にご回答ください。

記

- 海外旅行保険の校費払いについて、会計部門担当者及び総合科学部長との意見交換を申し入れます。

以上